

一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー、一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領

一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー、一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の許可申請等に係る当該事業の遂行に必要な法令の知識の有無の審査において実施する法令試験（以下「試験」という。）の実施要領を下記のとおり定める。

記

1. 試験対象者

一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー、一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）に係る次の申請者本人を対象とする。ただし、申請者が法人である場合は、許可又は認可後に当該事業に専従する役員を対象とする。

- ・新規許可申請者
- ・一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請者（区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に限る。）
- ・譲渡譲受認可申請の譲受人（当該事業の既存事業者は除く。）
- ・合併又は分割認可申請の存続する事業者（当該事業の既存事業者は除く。）
- ・相続認可申請の相続人

2. 試験の実施日時及び場所

許可又は認可申請書を受理した日以降、適宜実施する。

また、試験実施予定日の7日前までに実施日時、場所等を申請者あて通知する。

なお、地方公共団体から運行を受託して行う一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件）の新規経営許可等の際の法令試験においては、別紙のとおり取り扱う。

3. 受験者の確認等

試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員）であることを運転免許証等の提示により確認する。

4. 試験の実施方法

筆記試験により実施する。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題範囲 以下のとおり
- ①道路運送法
 - ②道路運送法施行令
 - ③道路運送法施行規則
 - ④旅客自動車運送事業運輸規則
 - ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
 - ⑥自動車事故報告規則
 - ⑦その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
- (2) 設問方式 ○×方式及び語群選択方式とする。
- (3) 出題数 30問(○×方式25問、語群選択方式5問)とする。
- (4) 合格基準 正解率80%以上の成績とする。
合格基準に達しない場合には、後日再試験を実施する。
- (5) 試験時間 40分とする。
- (6) その他
- ①自動車六法等の持ち込みを可とする。
 - ②試験当日、受験者に筆記用具の他、運転免許証、パスポート、健康保険証、個人番号カード等本人であることが確認できるものを持参させることとする。

附 則 「平成25年10月31日付け九運旅一第375号、九運旅二第371号にて制定」

1. 本要領は、平成25年11月1日以降当局管内において受付けた申請から適用する。
なお、一般旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー除く。)の許可申請等に係る法令試験の実施要領は廃止する。

附 則 「令和2年3月25日付け九運旅一第875号、九運旅二第900号により改正」

1. 本要領は、令和2年4月1日以降当局管内において受付けた申請から適用する。

附 則 「令和3年9月10日付け九運旅一第292号、九運旅二第194号により改正」

1. 本要領は、令和3年9月10日以降当局管内において受付けた申請から適用する。

附 則 「令和6年3月26日付け九運旅一第695号、九運旅二第699号により改正」

1. 本要領は、令和6年3月26日以降当局管内において受付けた申請から適用する。

【別紙】

地方公共団体から運行を受託して行う一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の新規経営許可等の際の法令試験の取扱いについて

1. 法令試験の実施について

一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請又は区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請をしようとする者のうち、地方公共団体から運行を受託する予定である者（受託する可能性がある者を含む。）については、経営許可申請書等を受理する以前に申請人本人（申請人が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する常勤役員1名を受験者とする。）に法令試験を受験させることができる。

なお、別添の法令試験受験申込書兼許可等申請予定証明書兼法令試験合格証の書面については、当該地方公共団体が存する地を管轄する運輸支局経由にて地方運輸局長あてのものを提出した上で、法令試験受験の申し込みを受付けることとし、地方公共団体から運行を受託する予定である者かどうかを当該書面で確認する。

2. 事前に受験した場合の申請時の法令試験結果の取扱いについて

法令試験合格証は、合格日の翌日から起算して6か月間有効とし、新規経営許可申請書等の受理時点で合格証が有効であることを確認する。

3. 本取扱いの適用時期について

本取扱いは、令和6年3月26日以降に法令試験受験の申し込みを受付けたものから適用する。

法令試験受験申込書（一般乗合旅客自動車運送事業：自治体受託用）

九州運輸局長 殿

申込年月日： 年 月 日

私は、_____市町村から運行の委託（予定含む）を受け、一般乗合旅客自動車運送事業の経営の許可申請等を行う予定であり、〇〇タクシーの申請者本人又は専従の法人役員として業務に従事しますので、法令試験の受験を申し込みます。また、上記の記載内容は事実であることを宣誓します。

申請予定者名：〇〇タクシー

住所：〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

役職・氏名： 代表取締役 〇〇 〇〇 生年月日： 年 月 日

試験通知等送付先：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1

許可等申請予定証明書

上記の申請予定者は、_____市町村から運行を委託（予定含む）して新たに一般乗合旅客自動車運送事業を営営するため、九州運輸局長あて経営許可申請等を行う予定であることを証明します。

_____市町村 担当部署の長 印 年 月 日

法令試験合格証

上記の者は、_____年 月 日九州運輸局が実施した一般乗合旅客自動車運送事業（地域公共交通会議等案件に限る。）の法令試験において合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、_____年 月 日までとする。

_____年 月 日

九州運輸局自動車交通部長 印